

新型コロナウイルス感染症を原因とした解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方を対象にした市営住宅の一時使用を始めます。

羽島市では新型コロナウイルス感染症を原因として解雇、雇止め又は廃業(以下「解雇等」という。)により、現に居住する住宅からの退去を余儀なくされた方を対象に、先着順にて下記のとおり市営住宅入居資格を緩和し、一時提供します。

1. 使用対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症を原因として、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方、又はその同居親族
- (2) 市内に住所を持つ方又は市内に解雇等前の就業先がある方
- (3) 申込みをした日において市税を滞納していない方
- (4) 暴力団及び暴力団員でなく、それらと関係がない方

2. 入居条件

- (1) 使用期間:1 年以内
- (2) 使用料等:入居に係る費用については以下のとおりです。
 - 【敷金】免除
 - 【使用料】月 13,500 円
 - 【水道光熱費】使用者負担
- (3) 所得要件:なし
- (4) 連帯保証人:不要

3. 対象となる住宅

羽島市営住宅:1 戸

4. 必要書類

- (1) 申請書
- (2) 住民票又は市内に解雇等前の就業先があることを証明する書類
- (3) 誓約書
- (4) 解雇等を証明する書類
- (5) 現に居住する住宅からの退去を余儀なくされていることが明らかな書類
- (6) その他必要な書類

申込方法・問い合わせ先

申込みを希望される方は、羽島市役所都市計画課へ問い合わせのうえ、必要書類を提出してください。

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地

羽島市役所 建設部 都市計画課 建築管理室 公共施設係

電話:058-392-9926(内線 2135)